

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画地区計画の原案の縦覧【都市戦略局計画部都市計画課】 6
- 北九州広域都市計画地区計画の変更原案の縦覧（3 件）【都市戦略局計画部都市計画課】 7
- 特定調達契約の落札者の決定（2 件）【技術監理局契約部契約課】 1 0
- 特定調達契約の落札者の決定【総務市民局市民部区政推進課】 1 2
- 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】 1 3

◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 1 4

◇ 雑 報

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局経営企画課】 1 6

北九州市告示第 3 6 3 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町 1 3 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所
執行役員北九州事業所長 乗松達也

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町 1 3 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	B—3 2（L S 研遠心分離機—6）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 2 7 号ロに掲げる遠心分離機
能力	2 0 0 0 m l / 回

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	1 ～ 2 回 / 日
1 日当たりの使用時間	0 . 2 5 時間 / 回
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 0 . 0 0 1 6 最大 0 . 0 0 1 6
---------------------------------	----------------------------------

水素イオン濃度	通常 4. 0 最大 1 0. 0
浮遊物質 量 (m g / ℓ)	通常 0 最大 1 5 0
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 0 最大 1 0 0 0 0
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 0 最大 0
りん 含有量 (m g / ℓ)	通常 0 最大 0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の 1 日当たりの通常
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ / 日)	通常 1 1 , 3 9 2 最大 1 2 , 9 8 8	同左
水素イオン濃度	通常 5 . 8 最大 8 . 6	同左
浮遊物質 量 (m g / ℓ)	通常 2 7 最大 4 2	同左
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 0 最大 1 5	同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 4 0 最大 6 0	同左
りん含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 2 最大 0 . 9	同左
ほう素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 5 最大 1 0	同左
ふっ素及びその化合物 (m g / ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素 (アンモニア性等) (m g / ℓ)	通常 4 0 最大 6 0	同左
生物化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常 1 0 最大 1 5	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 4 排水口

イ 排水水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 11,392 最大 12,988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
窒素 (アンモニア性等) (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年9月5日から同年9月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 7 年 9 月 26 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 4 4 号

地区計画の案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
旦過地区地区計画	北九州市小倉北区魚町四丁目地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 7 年 9 月 1 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 7 年 9 月 2 6 日までに、北九州市都市戦略局計画部都市計画課に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 4 5 号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成
手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
舞ヶ丘地区地区計画	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目及び大字横代地内

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 7 年 9 月 1 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝
日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の
毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文
書を、令和 7 年 9 月 2 6 日までに、北九州市都市戦略局計画部都市計画課に
到着するように提出すること。

北九州市公告第646号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成
手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
曽根地区地区計画	北九州市小倉南区下曽根二丁目、曽根北町、大字曽根及び沼南町三丁目地内

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和7年9月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝
日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の
毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文
書を、令和7年9月26日までに、北九州市都市戦略局計画部都市計画課に
到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 4 7 号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成
手続に関する条例（昭和 5 9 年北九州市条例第 3 4 号）第 2 条の規定により次
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
小森地区地区計画	北九州市小倉南区大字小森及び大字呼野 地内

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 7 年 9 月 1 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝
日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の
毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文
書を、令和 7 年 9 月 2 6 日までに、北九州市都市戦略局計画部都市計画課に
到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 4 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（9 月分） 1 8 キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 2 2 日
- 4 落札者の名称及び住所
高橋油脂工業株式会社
北九州市小倉北区赤坂五丁目 6 番 3 0 - 1 号
- 5 落札金額
1 キロリットル当たりの金額 8 万 7 , 1 0 0 円に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 7 月 1 0 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 6 4 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 物品等の名称及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・9 月分） 3 1, 9 0 0 リットル

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市技術監理局契約部契約課

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 8 月 2 2 日

4 落札者の名称及び住所

高橋油脂工業株式会社

北九州市小倉北区赤坂五丁目 6 番 3 0 - 1 号

5 落札金額

1 リットル当たりの金額 1 6 9 . 4 円に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

令和 7 年 7 月 1 0 日

8 落札方式

最低価格による。

北九州市公告第 6 5 0 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
戸畑区役所に係る L E D 照明器具リース契約 約 1 , 2 0 0 基
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局市民部区政推進課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 2 5 日
- 4 落札者の名称及び住所
共同事業体代表者
東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町 3 番地
- 5 落札金額
2 4 , 1 0 3 , 2 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 7 年 5 月 1 5 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 6 5 1 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により令和 7 年 8 月 1 日北九州市公告第 5 5 7 号で公告した北九州市農業振興地域整備計画を同法第 1 3 条第 1 項の規定により変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年9月5日

北九州市選挙管理委員会

委員長 新 上 健 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,300人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万4,166人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万5,789人

小倉北区 4万9,764人

小倉南区 5万6,790人

若松区 2万1,730人

八幡東区 1万7,521人

八幡西区 6万8,009人

戸畑区 1万5,396人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
12万7,500人

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第16号

一般競争入札により、地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程第3条に規定する特定調達契約を締結するので、同規程第6条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月5日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

重要パラメータ付き多項目モニタ（重症系）調達業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和7年10月20日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。

(3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 過去7年以内に、重要パラメータ付き多項目モニタ（重症系）の導入実績が当院と同規模以上の病院（病床数が当院以上の病院）で3病院以

上あること。また、公立の病院においても、重要パラメータ付き多項目モニタ（重症系）の導入実績を有すること。

（５） 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

３ 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立八幡病院事務局経営企画課経営係（電話０９３－６６２－６５６５）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和７年９月２５日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

４ 入札手続等

（１） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目６番２号
北九州市立八幡病院事務局経営企画課

イ 日時 この公告の日から令和７年９月２５日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前９時から正午まで及び午後１時３０分から午後４時３０分まで

（２） 入札説明書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

電子メールによる交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市立八幡病院事務局経営企画課経営係に連絡すること。

(3) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院 4階 小会議室2
- イ 日時 令和7年10月3日午後4時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和7年9月25日午後5時まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年10月16日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院 4階 小会議室3
- イ 日時 令和7年10月17日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規程第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規程第9条第1項各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程第5条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立八幡病院事務局経営企画課

〒805-8534 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

電話 093-662-6565

6 Summary

(1) Product and Quantity:

Multi-parameter Monitor with Critical Parameters (for Critical Care) System:1 set

(2) Deadline of Tender (by hand) : 10:00a.m., Oct 17, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail) : 5:00p.m., Oct 16, 2025

(4) For further information, please contact:

Management Planning Division, Secretariat, Yahata Hospital, City of Kitakyushu, 2-6-2 Ogura, Yahatahigashi-ku, Kitakyushu-city 803-8534 Japan

TEL 093-662-6565